

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人葉山岳夫、同田村公一、同辻惠、同千葉景子の上告趣意は、憲法一三条、三一条、三五条一項、三七条三項違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年二月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	島	益	郎	
裁判官	角	田	禮	次	郎
裁判官	大	内	恒	夫	
裁判官	佐	藤	哲	郎	